

コロナ禍での勉強会の試み

オンラインでの法科大学院における学生同士の
学び合う環境・雰囲気づくりを目指して

弁護士 赤石圭裕

弁護士 都築直哉

弁護士 松村幸亮

弁護士 丸崎潤也

東北大学大学院法学研究科教授 得津晶¹

1. はじめに
2. 例年の取り組み—2017年度の未修者教育の改革—
3. 並行企画の紹介
4. 2020年度の修了生オフィスアワー特別回の内容
 - (1) 未修1年次(L1)学生向け修了生オフィスアワー特別回の内容
 - (2) 既修1年次・未修2年次(L2)学生向け修了生オフィスアワー特別回の内容
5. 実施上の困難
6. 担当修了生からのフィードバック
 - (1) 未修1年次(L1)学生向けオフィスアワー特別回
 - (2) 既修1年次・未修2年次(L2)学生向けオフィスアワー特別回
7. 学生からのフィードバック
 - (1) 未修1年次(L1)学生からのフィードバック
 - (2) 既修1年次・未修2年次(L2)学生からのフィードバック
8. 総括

¹ 弁護士(阿部・佐藤法律事務所)、弁護士(弁護士法人平松剛法律事務所仙台事務所)、弁護士(瞑想の松法律事務所)、弁護士(エール法律事務所)、東北大学法科大学院副院長。本稿は、教育プログラム(修了生オフィスアワー特別回)を実施した赤石、都築、松村、丸崎の4名から提出されたレポートを得津がまとめ直すという形で執筆された。

1. はじめに

2020年に世界中を襲った新型コロナウイルス感染症拡大の混乱は、日本でも多くの大学は4月から予定されていた新学期の開始を遅らせ、授業は全面的にオンライン化されることとなった。東北大学法科大学院でも、4月8日に予定していた新学期の開講を20日に遅らせ、全授業のほか個別履修指導といったガイダンス類も含めてオンラインで実施することとした。さらに4月16日に緊急事態宣言の対象が所在地たる宮城県を含む全国に拡大したことを受けて自習室を含む施設等の利用を4月21日の正午をもって禁止することとなった。

このようなオンライン化は、一方では正規の授業を今まで通り実施できるのかという問題を招来した。特に、ソクラティックメソッド（問答対話式）といった学生と教員との間のインタラクティブな議論を埋め込んだ法科大学院の授業をオンラインで実施が可能なのかという点が問題となった。しかし、この問題は、諸外国の例に倣い、ZoomやMeetといったインターネット会議アプリケーションを活用し、インターネットを通じてリアルタイムに対話形式の授業を提供することが可能であり、相当程度解決した。だが、他方で、このようなオンライン授業を実施したとしても、学生同士のつながりを醸成することが難しいということが当初より問題視された。

特に、法科大学院において最も効果的な勉強法は、学生同士の任意の「勉強会」（自主ゼミ）であるということが強く言われており²、東北大学法科大学院でも、学生同士の勉強会を促進してきた。後述（2.）の通り、2017年度以降は、未修者を対象に修了生の弁護士が講師となって、勉強会のやり方を実践しながら教授していく少人数のセミナー（「修了生オフィスアワー特別回」）を実施し、学生同士が勉強会を実施するための支援をしてきた。しかし、オンラインになって「勉強会」自体の実施が難しくなった。授業と同様、勉強会自体をオンラインで実施するという方法があるものの、勉強会の開催には、そもそもそれ以前に学生間のネットワークないし人間関係が必要であるところ、前述のようなオンライン授業のみでは、勉強会を開始するための人間関係を醸成するには非常に困難であると考えられた。そして、実際に既修コース新入生の学生からも勉強会開催に向けた支援の要望が届けられていた。

² 松本恒雄「日本の法科大学院制度と新司法試験及び予備試験の現状と展望」一橋法学12巻1号（2013）27頁。司法試験に限らず、論述式試験や口述試験のある資格試験において仲間との勉強会が有用であることについて乾喜一郎「資料2・大学院が社会人学習者から選ばれる教育機関となるために」中央教育審議会大学分科会大学院部会第95回（2019年9月19日）配布資料11、17頁参照
(https://www.mext.go.jp/kaigisiryō/2019/09/_icsFiles/afieldfile/2019/09/18/1421377_2.pdf)。

そこで、修了生オフィスアワーという法科大学院生の質問に答えるチューターのような制度にご協力いただいている東北大学法科大学院修了生の弁護士の先生方に、今回もご協力をお願いし、ご相談の上、①L1生・L2生の新入生・進級生のネットワークング、②オンラインで「勉強会」の実施、③勉強する環境・雰囲気作りの3点を目標に、学生を少人数のグループに分け、修了生の先生が指導しながら勉強会を実施していくオンラインの少人数セミナー（修了生オフィスアワー特別回）を実施した。

本稿は、かかるオンラインでの勉強会指導の記録である。今後、新型コロナウイルス問題が終息したとしても、高等教育のオンライン化の方向は進まざるを得ないものと思われる。その中で、一方通行型の授業の発信のみならず、教員と各学生との間のコミュニケーションについてはIT技術の発展で大きく改善されている。しかしながら、教育学において、「ピア・エフェクト」(peer effect)という他の学生(同級生)から受ける影響こそ重要であるといわれながらも³、学生同士の学び合いの機会をいかに確保していくかという観点からの実践はまだ発展途上である。そこで、1つの個別事例であっても、その記録を残しておくことに意義があると思い、本誌に掲載をお願いした次第である。

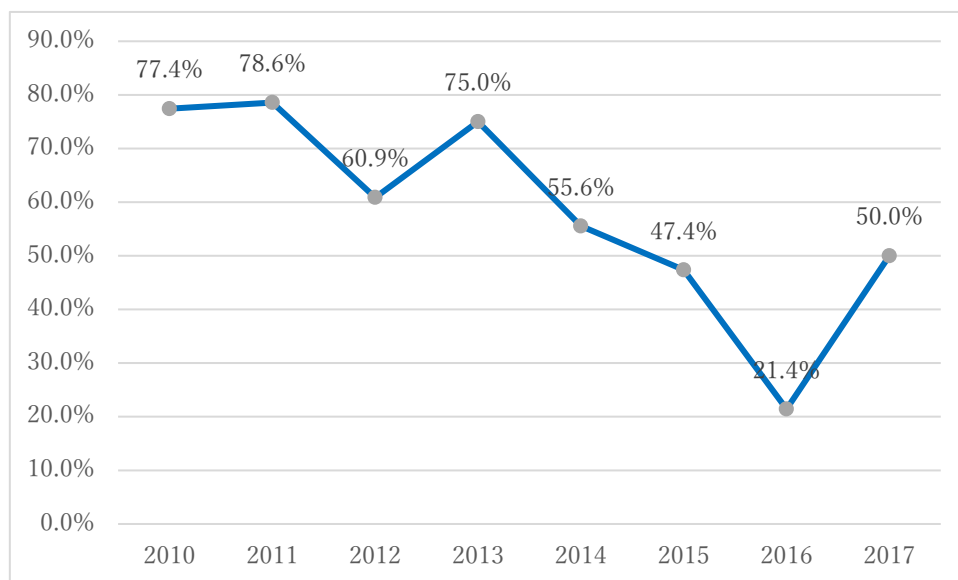
2. 例年の取り組み—2017年度の未修者教育の改革—

まず、コロナ禍以前に東北大学法科大学院が実施していた「勉強会」への支援プログラムを説明する。これは、2017年度の4月期に開始したものであり、未修コース1年生(東北大学法科大学院ではL1と表記する)を対象に、3つ程度のグループに分け、それぞれ修了生の弁護士が担当し、1年次科目刑法の2回目の授業の予習をテーマにして、法科大学院の授業の予習のやり方、法律学の勉強の仕方や法科大学院での勉強会の開催のコツといったことを教える少人数のセミナー(「修了生オフィスアワー特別回」)を実施した。東北大学法科大学院のL1学生は原級留置者を含め18名程度であるので、1つあたり6名程度が割り振られることになる。

この企画は、2016年度のL1学生の進級率が大幅に低下したことに起因する(【表1】参照)。東北大学法科大学院のL1の2年次(既修コース1年目と総称してL2としている)への進級率は、従前、7割程度(6~8割の間を推移していた)であったところ、入学定員を従前の25名から20名へと削減した2014年度から5割程度にまで落ち込み、2016年度は14名中進級できたのはわずか3名、

³ 中室牧子『「学力」の経済学』(ディスカヴァー・トゥエンティワン・2015)62-73頁参照。

進級率は 21.4% となってしまった。うち 1 名は原級留置者であったため、2016 年度入学者に限定すれば 12 名中 2 名しか進級できないという状況であった。



年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2017入学者
学生数	31	28	23	16	18	19	14	18	12
進級者	24	22	14	12	10	9	3	9	7
進級率	77.4%	78.6%	60.9%	75.0%	55.6%	47.4%	21.4%	50.0%	58.3%

【表 1】 東北大学法科大学院 L1 学生進級率⁴

そこで、2016 年度末に FD 委員会を中心に「未習者の学業パフォーマンス低下」問題について検討を開始した。FD 懇談会の開催のほか、L1 の必修科目を担当している教員を集め、意見を徴収し、対策を検討するミーティングを開催し、また、成績のみならず、授業評価アンケート等の様々な指標を調査した。そこでは、授業評価アンケートを基準に算出した学生の自習時間が減少していたことが発覚した（【表 2】 参照）。この勉強時間の減少というのは、授業担当教員の学生を観察した感想と一致するものであった。

	2014年度前期	2014年度後期	2015年度前期	2015年度後期	2016年度前期	2016年度後期	2017年度前期	2017年度後期
授業1コマ当たりの自習時間	5.33	4.49	6.03	5.43	3.97	4.28	5.97	5.77
1週間当たりの自習時間合計	26.65	44.91	36.19	48.91	23.84	38.51	35.84	46.12

【表 2】 東北大学法科大学院 L1 生自習時間

そこで、対応策として、まずは学生の勉強時間を増やすことが必要であるということになり、そのためのアイデアを FD 懇談会等で検討した。そこでは、学生同士で勉強する雰囲気ないし環境に欠けていることが問題だと認識され、学生

⁴ 東北大学法科大学院年次報告書ほかより作成。

同士の勉強会を実施するように仕向けることが提案された。また、東北大学法科大学院には、教員とは別に、授業に関する質問や勉強法に関する相談、書いた答案の添削など学生からの多岐にわたる相談を修了生（司法試験合格者）が受ける「修了生オフィスアワー」という制度がある。この修了生オフィスアワーを担当している修了生の中には、「母校」の危機にこれまで以上に手を貸してくれる方やこれまで以上に法科大学院での教育に関与してくれるであろう方がいるのではないかという意見もでたため、オフィスアワー担当修了生に未修者向けの勉強会の実施をお願いするという方向で結論が出た⁵。

その後、実際にオフィスアワー担当修了生の先生方と相談し、2017年度は以下の4つの企画を実施した。①L1学生を3つに分け、それぞれのグループ（5名程度）を修了生1名が担当し、4月に刑法の第2回目の授業の予習を素材に予習の方法に焦点を当てたセミナーの開催（「予習オフィスアワー」とする）、②L1学生全員を対象に刑法の第2回授業後にどう復習をすればよいのかを中心に法科大学院での勉強法・法律の勉強法を学ぶセミナーを開催（復習オフィスアワー）、③6月にL1学生を3つに分け、L1学生を対象とする学習支援科目「法律基礎演習」（L1学生を対象に法律学、法的思考力、文章表現力など、法律科目学習に必要な能力の獲得とする授業）の中で出題された民法の事例問題の解答を実際に作成し、それを検討・添削するセミナーの開催（アウトプット・オフィスアワー）、④後期にL1学生全員に加え希望者も対象に、定期試験などで出題される事例問題の解き方についてのセミナーの開催（「事例問題検討の方法」⁶）。

以上の4つの企画は、学生のアンケート結果はいずれも好評であった。そして、2017年度のL1学生は、自習時間の改善にも成功し（【表2】参照）、ほぼ従来の水準に戻った。進級率も元の水準に戻すことに成功し（【表1】参照）、また、予習・復習オフィスアワーの対象であった刑法は全学生が単位を取得できた。

このように概ね成功であったと評価できるものの、個別には反省点も見られた。L1学生には前述の「法律基礎演習」という学習支援科目も設置されていることに加え、アウトプット・オフィスアワーは前期の授業期間に平常授業の予習復習をこなしながら答案を作成するというのはL1学生にとっては負担が大きく参加率が低かったこと、L1学生の多くは「答案の書き方」よりも基礎知識の習得が欠けている点に問題がある中でアウトプットの重要性を指摘する企画は一部の学生を基礎概念の理解・暗記といった取り組むべき課題から目を逸らせており有害無

⁵ このような若手修了生の教育の現場への活用は全国的に法科大学院でも見られることについて中田裕康ほか「座談会・平成の法学教育」法律時報91巻9号（2019）88頁〔中田裕康〕。

⁶ 同企画は、読売新聞（宮城）2017年12月22日朝刊29頁「司法試験合格増に全力」（宇田和幸）で紹介された。

益となっていること等を踏まえ、翌 2018 年度以降は、当初の自主的な「勉強会」の開催につながるような勉強する雰囲気・環境づくりに特化し、予習オフィスアワーに重点を置いて「修了生オフィスアワー特別回」として実施していくこととなった。

3. 並行企画の紹介

なお、本稿で紹介する修了生オフィスアワー特別回以外にも、2020 年度前期に学生同士のネットワーキングをはかる企画をいくつか実施した。①4 月上旬に学生同士でネットワーキングをするためのプラットフォームとして教員側で Slack（グループでメッセージをやり取りするプラットフォーム）の「チャンネル」を学年ごとに作成し、東北大学法科大学院の学生が日々参照するプラットフォームである TKC（多くの法科大学院で採用されている法科大学院向けの LMS〔Learning Management System〕）を用いて告知した（TKC は学生からの情報発信はできない）。②4 月 24 日に在學生（L3 生〔既修 2 年次・未修 3 年次学生〕）主導による Zoom を用いた新入生と在學生のミーティングが開催された。③東北大学全学レベルで在學生が新入生と交流を図るピアサポーター制度の導入⁷。④東北大学全学レベルで法科大学院の新入生を含めた全學生にアドバイザー教員を配当した。

このうち最も機能したのは②新入生と在學生の Zoom ミーティングである⁸。参加任意のイベントであるにもかかわらず、38 名の學生が参加した。これは、在學生の代表者が zoom の主催者となり（開催日の 4 月 24 日は教育機関のアカウント〔末尾が ac.jp のメールアドレスで作成したアカウント〕であれば有料アカウントでなくとも複数人との zoom ミーティングに時間制限のない特別措置があった）、まずは全員が 1 つのミーティングルームに参加し、全体的な説明を行った。その後、在學生 5 名がそれぞれ 1 つずつ zoom のミーティングルームを主催し、予め新入生を 5 つのグループに割り振って、少人数での情報交換会を実施した模様である。教員は冒頭のあいさつに副院長として本稿共著者の 1 名が参加したが、その後はすぐに退室した。法科大学院の勉強に不安を感じている新入生に対し、在學生有志が法科大学院での勉強法、授業の受け方、司法試験に向けた準備などの勉強会のみならず、仙台での生活等、教員や事務には聞きにくいことを含めて

⁷ ピアサポーター制度については東北大学ウェブサイト

（<https://www.tohoku.ac.jp/japanese/2020/05/news20200501-03.html>）参照。同制度は新聞でも報道された。河北新報 2020 年 4 月 24 日朝刊 3 頁「困窮学生らへ 4 億円支援」、河北新報 2020 年 5 月 20 日朝刊 21 頁「給付型の奨学金 学生 3581 人に支給」。

⁸ 新入生と在學生の Zoom ミーティングの内容については、東北大学オンライン授業グッドプラクティス・ウェブサイト（<http://onlg.cds.tohoku.ac.jp/practices/48.html>）参照。

インフォーマルな情報提供を行ってくれた模様である。

これに対して他の企画は目に見えた成果は確認されていない。①Slack のチャンネルは、4 月期に新入生同士の挨拶が数件見られた程度であり、本稿が紹介する修了生オフィスアワー特別回や②新入生と在學生 Zoom ミーティングの告知をするのに用いることはあっても、学生からの投稿はすぐになくなった。これは、純粹に学生のみによるメッセージ交換を LINE 等の他のツールを用いるようになったからであろう。それでも 4 月の混乱期に情報伝達のツールの 1 つとして機能したことは過小評価すべきではないかもしれないが、後述するように、この時期は、新入生への連絡手段が確立していないという問題があり、「とりあえずできることは何でもやる」ということが大事であったというだけであろう。

このほか、③ピアサポーターはピアサポーターとなる学生の決定が 5 月半ば以降で、正式な稼働は 6 月からであり、すでに前期の授業も半ばとなっており、時機を失していた。④担当アドバイザー教員の配当も 4 月末であり、またその業務内容も特に決まっていなかった。

4. 2020 年度の修了生オフィスアワー特別回の内容

2. で紹介したように 2019 年度までは、未修者を対象に法科大学院での勉強の仕方、予習のやり方や勉強会の開催方法などを学ぶ修了生オフィスアワー特別回を実施してきたところ、2020 年度 4 月は新型コロナウイルス感染拡大の問題に伴い、これまでのように参集式で行うことができなかった。仮に実施するのであれば、授業同様、オンラインで実施する必要が生じた。また、コロナ禍においては、自主的な勉強会の開催が困難であるのは未修者に限られない。そこで、2020 年度は、これまで L1 生を対象に実施してきた修了生オフィスアワー特別回の企画を、既修者コースの 1 年生を含む L2 生にも実施することにした⁹。

オフィスアワー担当修了生とオンラインで、Zoom や Meet の利用法を確認しながら、その内容を相談した。その結果、L1 生については従来通り法律基本科目の刑法の第 2 回の予習、L2 生については法律基本科目の基幹刑法の第 2 回の予習を素材にすることとし、L1 生については 3 つのグループ、L2 生については 8 つのグループに分けて少人数のセミナーを実施することにした。L1 についてはオフィスアワー担当修了生の中で未修コース出身の 3 名の修了生が担当し、L2 については担当修了生 4 名全員がそれぞれ 2 回ずつ担当することになった。

実施した内容は、刑法・基幹刑法の第 2 回目に向けて予習がちゃんとできてい

⁹ 2020 年度の修了生オフィスアワー特別回の概要については東北大学オンライン授業グッドプラクティス・ウェブサイト (<http://onlg.cds.tohoku.ac.jp/practices/49.html>) も参照。

るのかの確認を素材に、法律の勉強をどうやって進めるのかについて学ぶというものであり、参加学生からの質問などにも応じることができるよう細部は担当修了生の裁量にゆだねた。実際に実施した内容のいくつかを以下に紹介する。

(1) 未修1年次(L1)学生向け修了生オフィスアワー特別回の内容

L1向け修了生オフィスアワーの特別回の参加者数は11名であり、L1全学生19名から比べると出席率は57.9%であった(【表3】参照)。2020年度新入生に限れば出席率は78.9%と高率である。例年、L1新入生の修了生オフィスアワー特別回への出席率はほぼ100%であることを考えると低いものがあるが、オンライン化によるロジスティックスの煩雑さを考えると、これでも高率といってよいものと思われる。

他方で、原級留置者(いわゆる「留年」)の出席率は0%というのも例年通りである。これは、一つには原級留置者が4月期に新入生と一緒に勉強することへの気恥ずかしさのようなものがあるのかもしれないが、それよりも、同一内容の修了生オフィスアワー特別回を対面式で前年度開催しているからであり、また、対象科目である刑法の単位は前年度履修済みであるため2020年度に刑法の授業を履修しない学生も含まれているといった理由が大きいと考えられる。学生間のネットワークキング・勉強し合う雰囲気・環境づくりに主眼があるのであれば、原級留置者も参加しやすいように特定の授業を対象にすべきではないという考え方もあろう。だが、他方で、L1学生は必修科目(法律基本科目)の学習だけで精いっぱいであるところ、学習支援として、法律基本科目のカリキュラムと全く無関係に教育内容が提供されれば、その分、法律基本科目の予習復習に割く時間が減少し、法律基本科目の習得の程度が下がるという事態も引き起こしかねないという問題もある。オリジナルな負担を課すような教育プログラムは本当にフォローが必要な法律基本科目の予習復習が満足にできていない学生にとって望ましくないと考えている¹⁰。

	全学生数	参加学生数	出席率
L1学生数	19	11	57.9%
2020年度新入生	14	11	78.6%
原級留置学生	5	0	0.0%

【表3】L1学生出席率

¹⁰ この点は、前述の2. で紹介した2017年度の様々なプログラムで確認したことである。6月期に実施したアウトプット・オフィスアワーの参加率が低下した理由で最も大きかったのは、授業期間中の学生は通常授業の予習復習で忙しく答案作成の時間が十分にとれないというものであった。

【担当修了生 A】

- ・ 法科大学院での勉強の仕方等一般について（50分程度）
 - 司法試験の科目や日程等
 - 法科大学院で身につけるべき能力は
 - 教材の選び方
 - 自主ゼミ
 - オフィスアワーの利用の仕方
 - 法科大学院における予習復習の仕方
 - 法的三段論法
 - 定期試験対策 など
- ・ 刑法の予習の仕方（40分程度）
 - 刑法の勉強の仕方
 - L1 刑法第2講「実行行為と危険概念」を題材とした、法科大学院における予習の仕方

【担当修了生 B】

- ・ 法律の適用例について（刑法を素材に）
- ・ 法的三段論法について
- ・ 教科書の読み方について
- ・ 勉強会の進め方について
- ・ 刑法第2回の授業内容について（特に、法的三段論法を意識した説明方法について）

【担当修了生 C】

- ・ 学生の自己紹介
- ・ 弁護士作成の資料を基に勉強の仕方、予習ゼミの疑似体験
 - 一般的な勉強の仕方
 - 「評価対象の摘示→規範定立→事実の評価→結論」
 - 勉強会について
 - 予習ゼミの疑似体験
 - 修了生オフィスアワー制度の紹介

セミナーの内容を見ると、刑法第2回目の授業の予習に限定せず、幅広く勉強の仕方について情報提供をし、相談に乗ってくれていることがうかがえる。その

中でも、法的三段論法の重要性の指摘¹¹のほか、東北大学法科大学院からは、基本概念の理解・暗記の重要性について指摘するように依頼した。法科大学院教育における一般的な弱点として「答案練習ができない」「実際に答案を書けるようにならない」といった論述能力の涵養を看過してきてしまったことが問題視され、2019年には専門職大学院設置基準・連携法（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律）が改正され、法科大学院の授業に「論述の能力」の涵養が求められることが明文で規定される事態となった（専門職大学院設置基準 20条の3第2項括弧書・20条の5、連携法4条2号）。このような批判は、東北大学法科大学院の教育にも少なからず妥当するとことがあろう。しかしながら、東北大学法科大学院での調査では、L1の進級ができるかできないかのレベルの学生は、論述ができないので期末試験が解けないのではなく、基本概念の習得が不十分であることに原因があった。にもかかわらず、L2以上の学生や成績優等生に感化されてか、学生側は「答案練習が足りない」と思い込んでおり、基本概念の習得という自身の喫緊の課題から目を逸らしているという問題があった¹²。

(2) 既修1年次・未修2年次(L2)学生向け修了生オフィスアワー特別回の内容

L2生向けについてはいくつかの回で出席者数をカウントできていないため、出席者数の完全な把握はできていない。しかし、それでも、L1よりも高い出席率が確認されている（【表4】参照）。

	全学生数	参加学生数	出席率
L2学生数	53	40	75.5%
(うちカウント分)	47	40	85.1%
2020年度既修新入生	38	32	84.2%
原級留置学生	9	2	22.2%
未修からの進級者	7	6	85.7%

【表4】L2学生出席率

¹¹ 法科大学院の学生が事例問題を解くにあたっての「法的三段論法」の意義と重要性を指摘するものとして西内康人「事例問題の特徴」法学教室477号(2020)41-42頁参照。

¹² このことも2. で紹介した2017年度に実施した一連のプログラムで確認した。具体的には、授業「法律学基礎演習」で解説した問題を、その後、事例問題とし、答案を書かせてみたところ、L1学生も十分な論述をすることができたことが分かった。しかしながら、対象科目である民法の期末試験では、十分な論述ができない答案が多く、その主な原因は基本概念の習得不足によるものであった。にもかかわらず、L1学生から最も強かった要望は「答案の書き方のセミナーをやってほしい」というものであった。

【担当修了生 A】

- ・ 法科大学院での勉強の仕方等一般について（20分程度）
 - 教材の選び方
 - 自主ゼミ
 - オフィスアワーの利用の仕方
 - 法科大学院における予習復習の仕方
 - 法的三段論法
 - 定期試験対策 など
- ・ 刑法の予習の仕方（50分程度）
 - 刑法の勉強の仕方
 - L2 基幹刑法第 1 講「正犯と共犯」を題材とした、法科大学院における予習の仕方

【担当修了生 B】

- ・ 法的三段論法について（条文の文言の指摘の重要性、解釈→あてはめの順序の重要性、事実を抽出して評価することの重要性を含む）
- ・ 法律文書の起案方法（刑法答案の書き方を例に、特に法的三段論法の重要性を強調）
- ・ L2 としての刑法の学習方法について
- ・ 勉強会の進め方について（特に、相互に文章を添削し合うべきことについて）
- ・ 刑法第 2 回の授業内容について（但し、触れる程度）

【担当修了生 C】

- ・ 学生の自己紹介
- ・ 弁護士作成の資料を基に勉強の仕方、予習ゼミの疑似体験
 - L2 で求められる法律学のレベル（事案の処理）
 - 一般的な勉強の仕方
 - 「評価対象の摘示→規範定立→事実の評価→結論」
 - 勉強会について
 - 予習ゼミの疑似体験
 - 修了生オフィスアワーの紹介

L2 生に向けても、L1 生同様、法律基本科目である基幹刑法の予習にとどまらず、一般的な法科大学院での勉強法について幅広く情報提供・相談がなされた。

中でも、論述の方法である法的三段論法の重要性の指摘がなされ、2019年改正専門職大学院設置基準の求める「論述能力の涵養」を修了生オフィスアワーが担っている現状が示されている。

5. 実施上の困難

本企画を実施するにあたり、いくつかの困難があったのでそれを紹介したい。それらの大本は、学生同士のネットワークが全くないという点にある。

具体的には、まず、勉強会の存在を新入生に伝達する方法がないということがあった。在学生であれば東北大学法科大学院のプラットフォームであるTKCの閲覧はほぼ日課となっているが、新入生はTKCを毎日チェックするような習慣がついていないとは限らない。しかも、2020年度は授業の完全オンライン化に伴い、授業動画を録画し受講できなかった学生等が閲覧できるようにアップロードすることになったところ、TKCに当該授業動画をアップロードするような仕組み・容量はなく、東北大学とGoogle社とのG Suite契約に基づき、Google上のClassroomにアップロードすることとなり、今年度は、プラットフォームが従来のTKCからGoogle Classroomへと移りかねない状況であり、「TKCでの確認が日課」という慣習が今後は維持されるか定かではなかった。電子メールについても、新入生には東北大学アカウントによるメールアドレスを発行したばかりの段階であり、その利用法について十分な習熟がなされていない状況であった。例年、4月に実施しているガイダンス（新入生オリエンテーション、履修指導）のように、一度でも対面で集まる機会があれば、告知できるのであるが、2020年度はこの手のガイダンス系のイベントもすべてオンラインとなっており、新入生の中でもインターネット機器等に習熟していない学生は十分に情報をキャッチアップしているか不安があった。そこで、TKC、電子メールのほか、2. で紹介したSlackのチャンネルなど、できうる限りの方法で情報提供を行った。

次に問題となったのが、オンラインでオフィスアワーを実施する場合のアプリケーションをどうするのかという問題であった。本企画は4月上旬ないし半ばから計画されていたところ、当時は、東北大学法科大学院のある仙台市の新型コロナウイルス感染者はまだ少なく、緊急事態宣言の対象となっていなかったため、当地の弁護士の日常業務はまだ完全オンライン化はなされていなかった。当地の弁護士にオンライン会議システムとしてよく利用されていたのは裁判所とも契約関係にあるMicrosoft社のTeamsであり、東北大学が利用しているGoogle Hangouts Meet¹³や法学研究科・法科大学院が利用しているZoomの利用は普及

¹³ なお、東北大学では2020年後期から、Meetの機能制限（人数制限、録画動画のダウン
コロナ禍での勉強会の試み

していなかった。参加する学生に修了生オフィスアワー特別回のためだけに新たなアプリケーションをダウンロードしてもらい、その利用法を習熟してもらうのは、手続コストが高くなり、学生の参加率低下を招きかねない。そこで、最終的には、学生に Teams を利用させるのではなく、担当修了生に Zoom あるいは Meet の利用をお願いすることになった。今回の企画の打ち合わせとして、Zoom で担当修了生と副院長とで Zoom や Meet を用いたミーティングを行うことで、担当修了生に Zoom の利用法を習熟していただいた。もちろん、2020 年 9 月現在においては、仙台市の若手弁護士にとって Zoom の利用の習熟はもはや当然のこととなっており、将来、同じ課題が発生することはないと思われる。

また、2020 年 4 月は、前述のように Zoom は教育機関のアカウントを有していれば無料アカウントでも機能制限（3 名以上参加のミーティングでも 40 分の時間制限解除）がなされており、また、操作方法も比較的容易であることから、Zoom で実施をすることとなった。しかしながら、担当修了生は弁護士であり、東北大学のアカウントを有しているわけではないため、Zoom でオフィスアワーを実施するにあたり、ミーティングルームの設定を教育機関のアカウントを有している学生にしてもらう必要があった。これが、上記の学生への連絡ができないこと、学生同士で連絡してもらおうにも学生間のネットワークがないことという問題から、なかなかうまくいかなかった。依頼内容を理解し、所定の時間帯に Zoom のミーティングを設定し、そのミーティングの URL を担当修了生あるいは他の教職員に電子メール等で伝えるといった業務を行うには、ある程度のリーダーシップや最低限度の IT に関する基礎的素養が必要であるところ、司法試験準備に特化して勉強している法科大学院の学生の中で、どの学生であれば問題なく依頼できるのか、といった判断を新生相手に行うのは法科大学院・教員には難しかった。結局、学生証番号順に並べて機械的にミーティングルーム設定の学生を割り振ったものの、機能したところと機能しなかったところが生じた。これが、既に学生間のネットワーキングがある程度なされていれば、こういった業務に向いている学生に依頼することも可能となろうし、予め指定した学生がこういった業務に不向きであれば、他の学生が代わりにやってあげる、ということがなされていたはずである。だが、2020 年度 4 月期は当初より一切、対面式で人間関係を形成する機会がない中での運営であったため、トラブルは避けられなかった。それでも、なんとか、すべてのグループでオフィスアワーを実施できた。

そのほか、オンライン化とは無関係な細かい点として、こういった任意参加のプログラムを実施するにあたり、正規授業の時間割との調整（単に同時間帯に授

ロード制限）がなされ、他方で、2020 年 7 月から Microsoft 社とのライセンス契約が発効したことから、オンライン授業のアプリケーションとして Meet から Microsoft Teams への変更がなされた。

業があるというだけでなく、理想的には予習復習に必要な時間も考えることが望ましい)が相変わらず手間となった。

6. 担当修了生からのフィードバック

(1) 未修1年次(L1) 学生向けオフィスアワー特別回

担当修了生からの実施報告書をまとめると以下のような指摘があった。

オフィスアワーで実際に集中的に取り扱われたのは「勉強法」と「法的三段論法」であった。「勉強法」に関しては、論述能力もさることながら、L1生には基本概念の理解暗記が必要であることを重点的に話していただいた。そのほか、勉強会の開催や修了生オフィスアワーの利用をすすめた。また、法律学の論述方法として、「法的三段論法」による論述が重要であるところ、学生からはまだその内容を理解できていないことへの不安が示されている。

問題点として指摘されているのは、学生がカメラをオンにしてくれない場合があり、その場合に、学生の反応がわからず、どの程度理解しているのか従来以上に不明であるという点であり、正規授業のオンライン化における問題として指摘されていることと共通する。そのほか、完全未修者の学生などコロナや完全オンライン化によって今後どのように勉強していけばよいのかという不安が平時にも増して高まっているという指摘があった。

(2) 既修1年次・未修2年次(L2) 学生向けオフィスアワー特別回

L2学生でも「勉強法」と「法的三段論法」にかなりウェイトが割かれた。特に、L2学生は、L1学生と比較しても、より論述の能力涵養が重要な課題となっているため法律文書の起案方法を重点的に学んだ。他方で、L2学生にも基本概念の暗記も必要であることを強調した。

L1学生と同様、学生がカメラをオフにされると反応がわかりにくく、オフィスアワーがやりにくかったところ、カメラをオンにするように依頼すれば、全員ではないにしても多くの学生がカメラをオンにしてくれて、学生の反応もわかりやすくなった。また、グループによって、学生から活発に質問が出るグループと出ないグループとに分かれた。

L2学生の中には、学部生時代にすでに学生同士の勉強会を経験している者もあり、勉強会の推奨とオンラインでも勉強会が可能であることを紹介した。そして、実際に勉強会の開催に向けて具体的な相談が行われたオフィスアワーもあった。他方で、そのまま開催の方向に話が進んだところもあれば、開催を提案する学生

に対して、「誰がどのくらいできるのか分からない」、「個々人のキャラクターも分からないため即答できない。」という不安を述べる学生が多く、直ちに開催には向かわなかったところもあり、オンラインのみでの学生間のネットワーキングが直ちには難しいことをうかがわせる。

学生からの質問としては、平均的に評価されやすい答案はどのように訓練できるか、教員間や教科書間で異なる説明がなされているところはどちらを選べばよいかといった直近の勉強や司法試験を念頭に置いたものもあれば、実務上役立つ選択科目はあるか、コロナウィルスによって実務に変化はあるのかといった、実務家である弁護士が担当しているからならではの質問もあった。通常時の修了生オフィスアワーについても関心があり、特に、学生が作成した答案の添削に対するニーズがあることを感じた。

そのほか、オンライン化に伴いレジュメの配布方法等ロジスティックスの細かな点に不具合があった。

7. 学生からのフィードバック

本プログラムに関する学生からのフィードバックは以下のようなものであった。期末試験（オンライン授業のためレポートが中心であった）後の調査であり、実施から時間がたってしまったことと、オンライン調査であったことから、回収率は低率にとどまっている。L1 生からは 7 件、L2 生からは 18 件と回答率は 30% 半ばと低率にとどまっている（【表 5】参照）。

	学生数	回答数	回答率
L 1	19	7	36.8%
L 2	53	18	34.0%
合計	72	25	34.7%

【表 5】アンケート回収率

(1) 未修 1 年次 (L1) 学生からのフィードバック

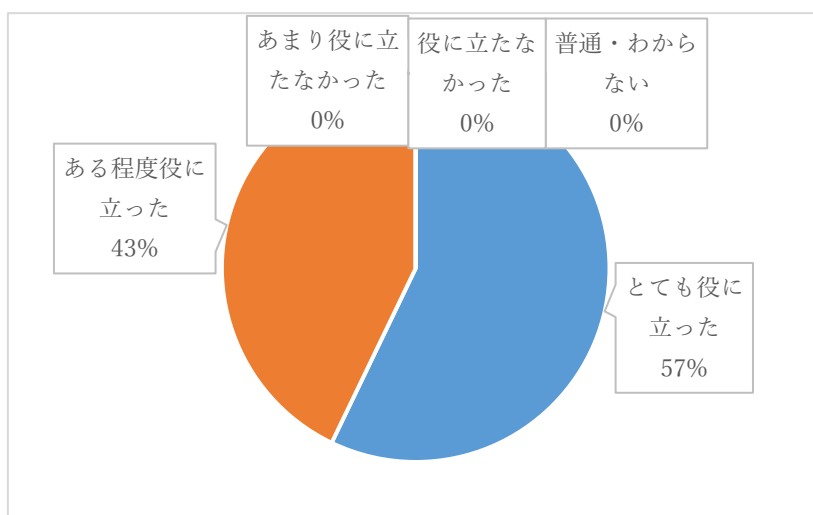
L1 学生のうちアンケート提出に協力してくれた学生は全員 2020 年度入学者（新入生）であり、オフィスアワー参加者であった（【表 6】参照）。

入学年度	人数	出身学部	人数
2020年度	7	法学部	4
2019年度 (原級留置)	0	法学部以外の文系学部	2
		それ以外	1

オフィスアワー特別回への参加	人数
参加した	7
参加していない	0

【表 6】 アンケート提出学生の属性 (L1)

「修了生オフィスアワー特別回は勉強を進めるうえで役に立ちましたか？」という質問には、「とても役に立った」「ある程度役に立った」という回答しかなく（【表 7】参照）、対面式で実施してきたこれまでと同様、教育プログラムとして好評であることを示している。

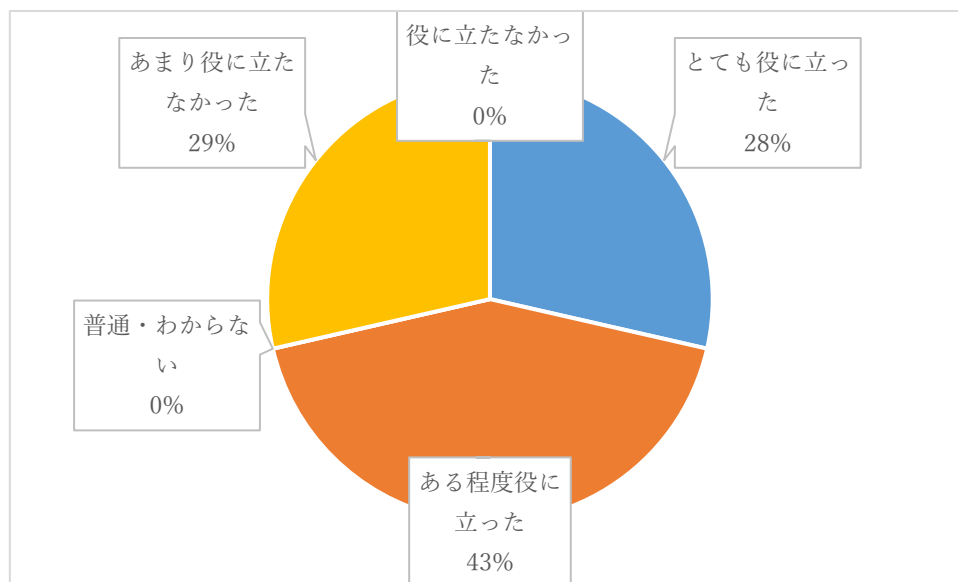


	人数
とても役に立った	4
ある程度役に立った	3
普通・わからない	0
あまり役に立たなかった	0
役に立たなかった	0

【表 7】 勉強への有用性評価 (L1)

これに対して、「修了生オフィスアワー特別回はクラスメートとのネットワーキング（知り合いを作る・仲良くなる）の点で役に立ちましたか？」という質問

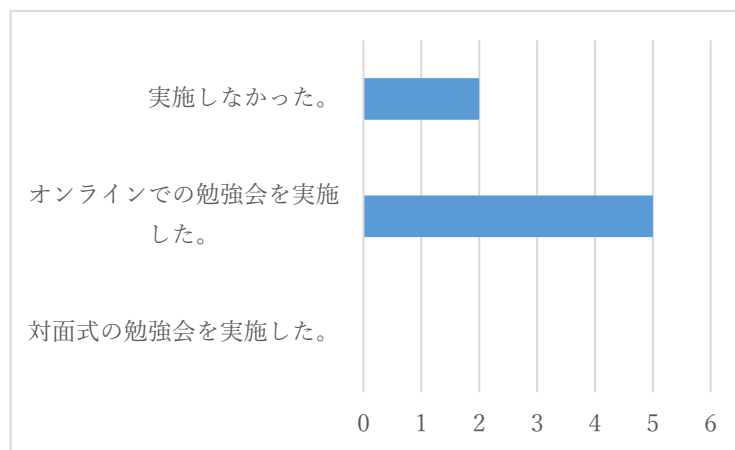
に対しては、「とても役に立った」「ある程度役に立った」という回答で70%を占めるものの、「あまり役に立たなかった」という回答も多くみられた。オンラインでの少人数セミナーという企画が有用であるとしても、決して万能薬ではなく、限界もあることが示唆される。



	人数
とても役に立った	2
ある程度役に立った	3
普通・わからない	0
あまり役に立たなかった	2
役に立たなかった	0

【表 8】 ネットワーキングへの有用性評価 (L1)

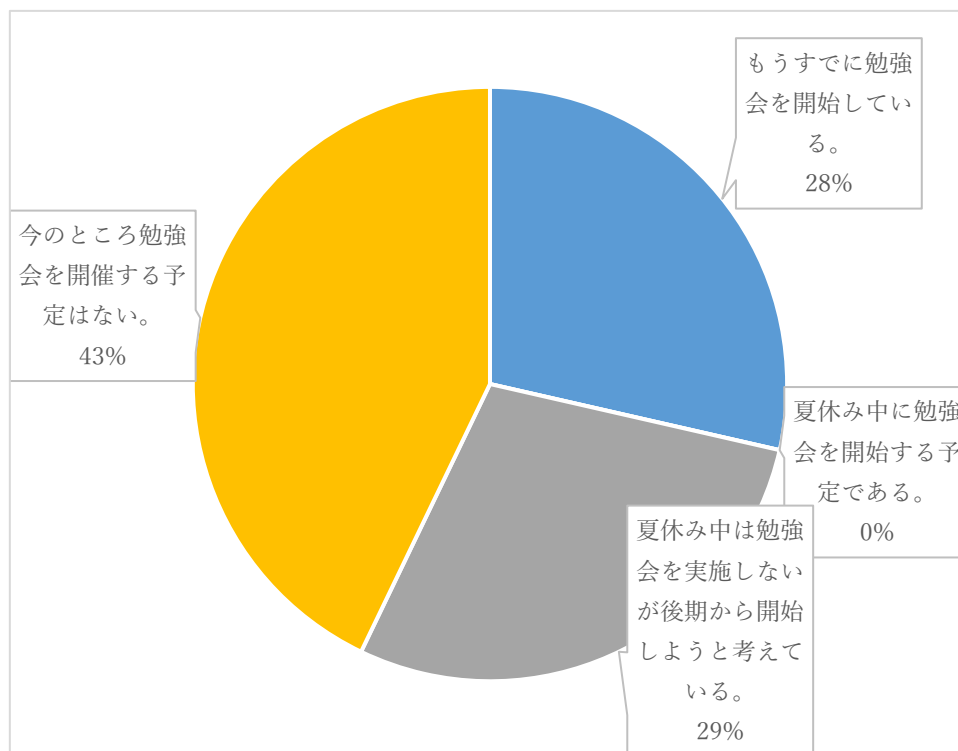
それでは、結果として、勉強会（自主ゼミ）を実施しているのか。まず、「前期の授業期間中・試験期間中にオンライン・対面問わずに（修了生オフィスアワー特別回以外に）学生同士による自主的な勉強会（試験の準備会等も含む）を実施しましたか？」という質問には、7人中5名がオンラインで勉強会を実施したということである（【表 9】参照）。今回の調査にあたり、最大の欠点は、従来、どの程度「勉強会」（自主ゼミ）を実施してきたのかについて正式な調査がなされたことがないという点があり、オンライン以前との比較ができない。しかしながら、在学生への聞き取り調査によると、近時の L1 生が学生同士の勉強会を開催する例はあるものの、ごく少数で 1 グループ程度とされている。この情報が仮に正しいならば、本年度は例年よりも勉強会の開催が積極的であったと評価できる。



	人数
対面式の勉強会を実施した。	0
オンラインでの勉強会を実施した。	5
実施しなかった。	2

【表 9】前期期間の勉強会開催実績 (L1)

次いで、「これから学生同士での自主的な勉強会（オンライン・対面いずれでもよい）を始める予定はありますか？」という質問に対しても7名中4名が「もうすでに勉強会を開催している」「夏休み中は勉強会を実施しないが後期から開始しようと考えている。」と回答しており（【表 10】参照）、勉強会の開催に向けて例年より積極的な態度がうかがえる。



	人数
もうすでに勉強会を開始している。	2
夏休み中に勉強会を開始する予定である。	0
夏休み中は勉強会を実施しないが後期から開始しようと考えている。	2
今のところ勉強会を開催する予定はない。	3

【表 10】 今後の勉強会開催の予定 (L1)

そのほか修了生オフィスアワー特別回に関する自由記載欄には以下のような回答があった。

- ・ オフィスアワーがどういうものか理解できた。
- ・ 予習のやり方が勉強になった。また、法律文書を書く上で必要な考え方についても勉強になった。
- ・ 勉強の方針に迷っていたところ、筋道を示していただいて参考になりました。
- ・ 具体的には、「授業は復習中心にすべき」とか、「学生同士の勉強会の重要性」などについて実体験から説明いただいたこと。

(2) 既修1年次・未修2年次 (L2) 学生からのフィードバック

L2 学生の中でアンケートを提出してくれた学生は 18 名であり、修了生オフィスアワー特別回に参加しなかった学生も 2 名提出してくれた。また、出身大学は東北大学とそれ以外の大学とが 50% ずつであった (【表 11】 参照)。

欠席理由は、「内容から判断して自分には必要ないと思った」と「通信環境の不良」が 1 名ずつであった。前者は、L1 からの進級学生の中で、(対象科目である刑法については) すでに勉強会を開催しているため欠席する旨の申し出もあったところであり、L1 から進級した L2 生のうち、既に勉強のサイクルにのっている学生はこの企画のメインターゲットとならないことが認識できた。

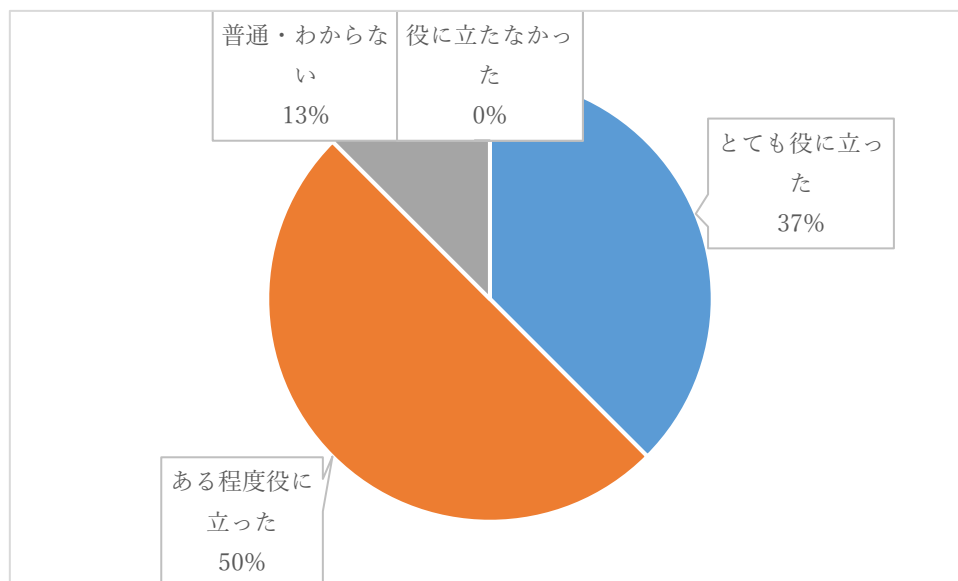
入学年度	人数
既修入学・2020年度	14
既修入学・2019以前 (原級留置)	2
未修入学	2

出身大学	人数
東北大学	9
東北大学以外	9

オフィスアワー特別回への参加	人数
参加した	16
参加していない	2

【表 11】 アンケート提出学生の属性 (L2)

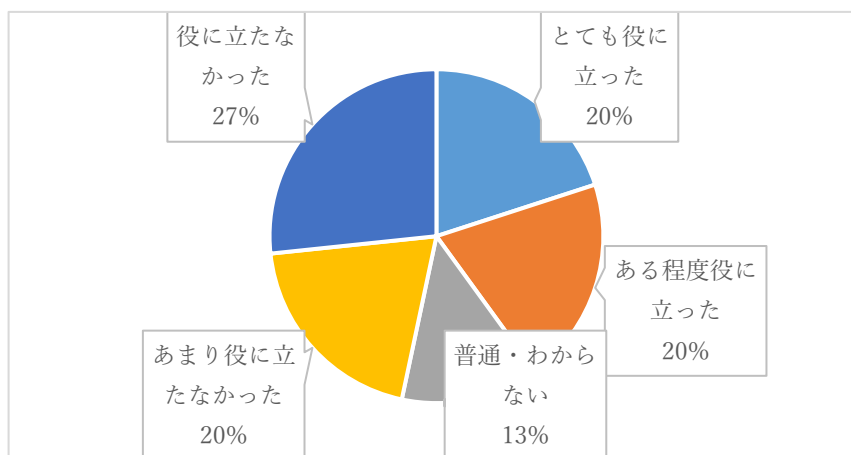
「修了生オフィスアワー特別回は勉強を進めるうえで役に立ちましたか？」という質問には、「とても役に立った」「ある程度役に立った」という回答で 8 割強を占めており (【表 12】 参照)、L1 生ほどではないにしても教育プログラムとして有用であることが示唆されている。「普通・わからない」という回答も一定あるものの、「修了生オフィスアワー特別回」の企画は、これまでの L1 生のみならず、L2 にまで拡大させてもよいのではないかという方向に議論が進んでくる。



	人数
とても役に立った	6
ある程度役に立った	8
普通・わからない	2
あまり役に立たなかった	0
役に立たなかった	0

【表 12】勉強への有用性評価 (L2)

これに対して、「修了生オフィスアワー特別回はクラスメートとのネットワーキング（知り合いを作る・仲良くなる）の点で役に立ちましたか？」という質問に対しては、L1 生以上に厳しい評価がされている。「とても役に立った」「ある程度役に立った」という回答もあるものの、それ以上に、「あまり役に立たなかった」「役に立たなかった」という回答が多かった（【表 13】参照）。オンラインでの少人数セミナーは、全く効果がないわけではないものの、やはりネットワーキングを目的とした場合の効果は限定的であることに留意すべきこととなろう。

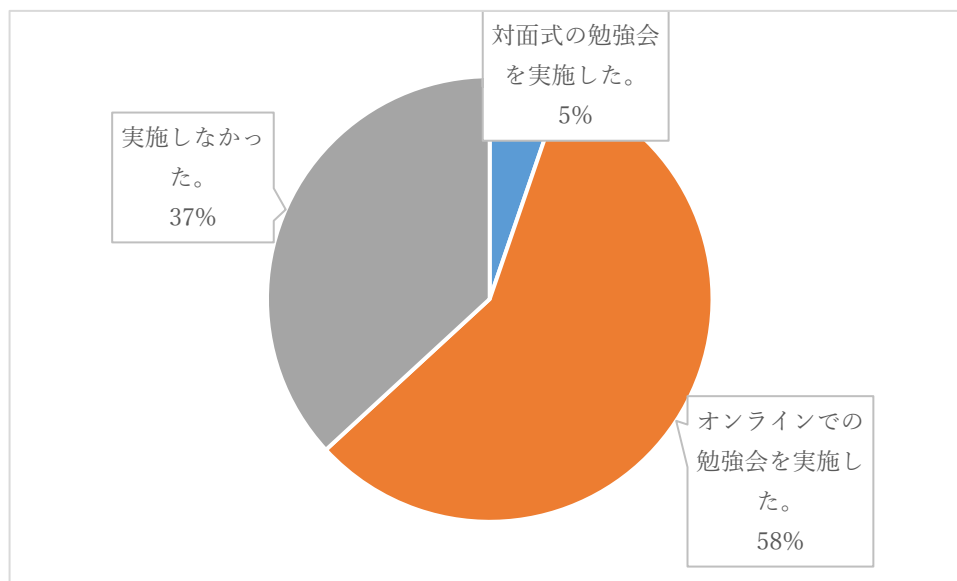


	人数
とても役に立った	3
ある程度役に立った	3
普通・わからない	2
あまり役に立たなかった	3
役に立たなかった	4

【表 13】 ネットワーキングへの有用性評価 (L2)

「前期の授業期間中・試験期間中にオンライン・対面問わずに（修了生オフィスアワー特別回以外に）学生同士による自主的な勉強会（試験の準備会等も含む）を実施しましたか？」という質問には、18人中12名が勉強会を実施した（うち1名は対面式で実施した）と回答した（【表 14】参照）。在学生への聞き取り調査によると、近時のL2生が学生同士の勉強会を開催する割合は6割程度ではないかとのことであったので、本調査は、コロナ禍でも従来と同様の勉強会の開催がなされていたと推測される。

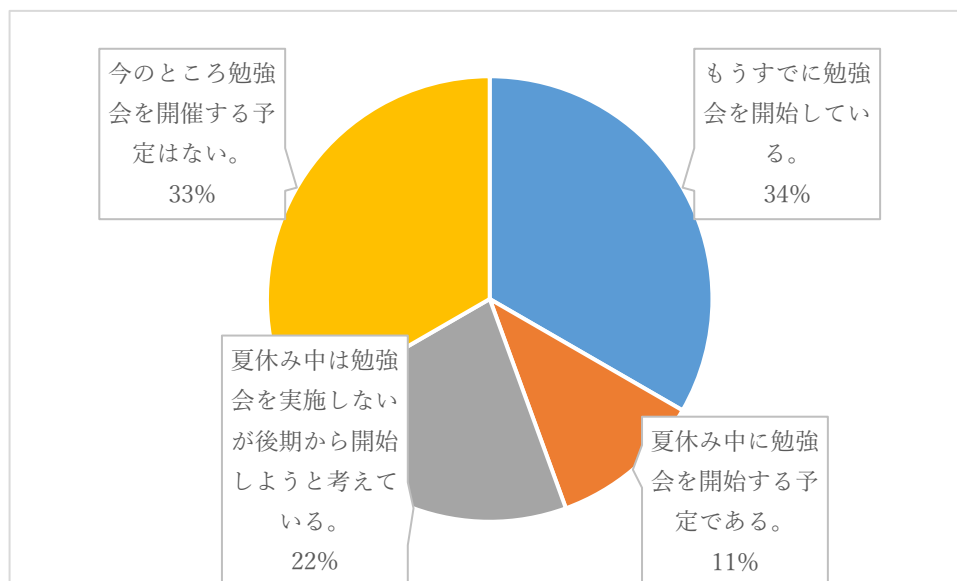
特に、学部時代から実施していた勉強会を継続することの多い東北大学出身者（今回の調査では9名中6名が前期期間中に勉強会を実施したと回答）とは異なり、東北大学以外の大学出身者は、全く新しい人間関係の中、完全オンライン化で勉強会を開催できるようなネットワーキングができないのではないかという点が心配されていた。しかしながら、東北大学以外の大学出身のL2生も9名中5名（うち3名は2020年度既修コース入学者、1名は原級留置生、1名は未修からの進級者）がすでに勉強会を実施したと回答しており、勉強会の形成については、コロナ禍でも従前どおりに行われたと理解できる。



	人数
対面式の勉強会を実施した。	1
オンラインでの勉強会を実施した。	11
実施しなかった。	7

【表 14】2020 年前期勉強会の開催実績 (L2)

「これから学生同士での自主的な勉強会（オンライン・対面いずれでもよい）を始める予定はありますか？」という質問に対しては 18 名中 6 名が「もうすでに勉強会を開催している」、2 名が夏休みから、4 名が後期からの開催を予定しており（【表 15】参照）、L2 生は、例年同様、勉強会開催に向けて動いていることがうかがえる。



	人数
もうすでに勉強会を開始している。	6
夏休み中に勉強会を開始する予定である。	2
夏休み中は勉強会を実施しないが後期から開始しようと考えている。	4
今のところ勉強会を開催する予定はない。	6

【表 15】今後の勉強会開催計画 (L2)

そのほか、L2 学生から修了生オフィスアワー特別回に寄せられた自由記載欄の意見は以下の通りである。

- ・ 短答問題演習の重要性や、自主ゼミで何をするとよいかを知ることができました。
- ・ 知り合いを作ることができた
- ・ 自分で用意した予習課題の内容が十分であるか不安でしたが、具体例を示していただいたことで以降の講義の準備も不足なく、また、予習に時間をかけすぎることなく学習を進めていくことができました。
- ・ 予習・復習・自主ゼミのやり方
- ・ オフィスアワーを利用するイメージが湧きやすくなった点。顔見知りの学生がやや増えた点。
- ・ 刑法の予習の仕方がわかったこと

- ・ グループ内で勉強会を組むきっかけになった
- ・ 予習の仕方を教えてもらったこと。
- ・ 周囲の学習の状況を聞いて、自分と比較し危機感が持てた
- ・ 勉強会のやり方を細かく教えていただけた
- ・ 予習・復習・自主ゼミのやり方
- ・ 勉強方法に関する情報などが得られた。

8. 総括

冒頭に述べたように、修了生オフィスアワー特別回には、①L1生・L2生の新生・進級生のネットワーキング、②オンラインで「勉強会」の実施、③勉強する環境・雰囲気作りという3つの目標があった。そして、結果として、②「勉強会」の実施については、L1生については例年以上、L2生についても例年通りの結果を残すことに成功した。しかしながら、学生からの評価として、修了生オフィスアワー特別回自体が①学生のネットワーキングに有用だったか否かの評価については、肯定的な評価も有力であるものの、必ずしも全員から高く評価されているわけではない。

これは、学生自身が評価を誤っているという可能性もあるが、それよりも、勉強会開催の素地として必要になる①学生のネットワーキングについては、2.で紹介した本企画とは別の企画であるところの学生主導の「新生と在学生のZoomミーティング」が寄与してくれたのではないかと思われる。つまり、本企画と新生と在学生のZoomミーティングイベントとが相補性(complementarity)があり、これによって対面式と同様ないし従来以上の勉強会形成へのモメントとして機能したと思われる。この結論は、一方ではオンライン授業やセミナーの①学生間へのネットワーキングへの寄与には限界があることを示すものの、他方では、オンラインであっても、狭義の教育プログラムにこだわらないことで、対面式教育における人間関係形成へのある程度の代替性(substitutability)を果たしうることを示唆する。そして、コロナ禍が収束したとしても、教育のオンライン化が進んでいった場合に、従来の教育プログラムを1対1にオンライン化するのではなく、対面式では実施していなかった新たなプログラムを発案するなどの工夫の大事さを示唆してくれる。

なお、本稿は、学生間の勉強会開催を無条件に肯定的に評価しているかのように議論を進めているが、ピア・エフェクトが常にプラスの効果をもたらし、場合によっては望ましくない場合もある¹⁴。オンラインか否かに拘らず、ど

¹⁴ 中室・前掲注(3)文献 66-67頁、70頁には、レベルの高すぎるグループに無理に入れる

ういう形で勉強会をすすめるのがいいのかについても調査・検討を進めるべきであろう。

ことや問題を抱える子どもを放置しておいた場合の負のピア・エフェクト、習熟度別学級にした場合に子どもの学齢が低いと格差が拡大し平均的な学力も下がってしまうことなどが指摘されている。

コロナ禍での勉強会の試み